

小山町コミュニティバス広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小山町広告掲載要綱第3条第2項の規定に基づき、小山町コミュニティバスへの広告掲載審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は基本的に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこに係るもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 消費者金融事業者
- (6) 民事再生法による再生手続中の事業者
- (7) 会社更生法による更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 町税等の滞納がある事業者
- (11) 前各号に掲げる業種又は事業者のほか、過去に社会問題を起こしているものなど、町長が広告を掲載することがふさわしくないと認めるもの

附 則

この基準は、令和4年3月17日から施行する。